

5 東彼杵町告示第 1 1 8 号

東彼杵町成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部を改正する告示をここに公布する。

令和 5 年 1 2 月 1 2 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部を改正する告示

東彼杵町成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成18年告示第91号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

東彼杵町成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成18年告示第91号）新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>（対象者）</u></p> <p><u>第2条 この事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</u></p> <p><u>（1） 本町の住民基本台帳に登録されている者であって、次のいづれにも該当しない者</u></p> <p><u>ア 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく本町以外の市町村の住所 地特例対象被保険者</u></p> <p><u>イ 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づき、本町以外の市町村が支給決定を行っている者</u></p> <p><u>ウ 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき、本町以外の市町村が保護を決定し、実施している者</u></p> <p><u>エ 老人福祉法の規定に基づき、本町以外の市町村が措置を決定し、実施している者</u></p> <p><u>（2） 本町の住民基本台帳に登録されていない者であって、次のいづれかに該当する者</u></p> <p><u>ア 介護保険法の規定に基づく本町の住所地特例対象被保険者</u></p> <p><u>イ 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づき、本町が支給決定を行っている者</u></p> <p><u>ウ 生活保護法の規定に基づき、本町が保護を決定し、実施してい</u></p>	<p>[新設]</p>

る者

エ 老人福祉法の規定に基づき、本町が措置を決定し、実施している者

(3) 前2号に定める者のほか、町長が必要と認める者  
(支援の種類)

第3条 支援の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第1条に掲げる各法の規定に基づく町長が行う審判の申立て及びその申立てに要する費用

(2) (略)

(申立ての種類)

第4条 (略)

(審判の申立ての要請)

第5条 (略)

(調査)

第6条 (略)

2 町長は、前項の規定による調査を、専門機関に委託することができる。

(審判の申立て)

第7条 (略)

(費用の負担)

第8条 (略)

(審判費用の助成)

第8条の2 町長は、予算で定めるところにより、要支援者が次の各号のいずれかに該当するときは、審判の申立てに要した費用を助成（以下、「審判費用助成金」という。）するものとする。

(支援の種類)

第2条 支援の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 前条に掲げる各法の規定に基づく町長が行う審判の申立て及びその申立てに要する費用

(2) (略)

(申立ての種類)

第3条 (略)

(審判の申立ての要請)

第4条 (略)

(調査)

第5条 (略)

[新設]

(審判の申立て)

第6条 (略)

(費用の負担)

第7条 (略)

[新設]

(1) 生活保護受給者

(2) 活用できる資産、貯蓄等がなく、審判の申立てに要する費用の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な者

(3) 前2号に掲げる者に準ずる者として、町長が特に認める者

2 審判費用助成金の額は、前条第1項に掲げる費用のうち、審判の申立てに要した費用とする。

(報酬の助成)

第9条 町長は、第7条第1項に定める審判申立ての対象者が、前条第1項各号のいずれかに該当する場合（以下「審判対象者」という。）に、家庭裁判所が決定した当該成年後見人等への報酬の全部又は一部を助成することができる。

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、審判対象者が死亡した場合は、当該審判対象者に代えて、当該審判対象者の成年後見人等であった者に対し、報酬を助成することができる。

(      助成の申請)

第10条 申請者は、第8条の2及び前条に規定する報酬等の助成を受けようとするときは、東彼杵町成年後見制度利用支援事業助成申請書（様式第1号）に家庭裁判所が発行する報酬付与の審判の決定通知書の写しを添付し、町長に提出しなければならない。

2 (略)

(成年後見人等の報告義務)

第11条 (略)

(補助金の返還)

第12条 (略)

(報酬の助成)

第8条 町長は、第2条第2号に掲げる者（以下「申請者」という。）に対し、

      家庭裁判所が決定した当該成年後見人等への報酬の全部又は一部を助成することができる。

2 (略)

[新設]

(報酬の助成の申請)

第9条 申請者は、前条第2項       に規定する報酬       の助成を受けようとするときは、東彼杵町成年後見制度利用支援事業助成申請書（様式第1号）に家庭裁判所が発行する報酬付与の審判の決定通知書の写しを添付し、町長に提出しなければならない。

2 (略)

(成年後見人等の報告義務)

第10条 (略)

(補助金の返還)

第11条 (略)

(助成の中止及び返還)

第13条 (略)

(東彼杵町成年後見審判申立審査会)

第14条 (略)

(審査会の議事)

第15条 (略)

(庶務)

第16条 (略)

(補則)

第17条 (略)

様式第1号 (第10条関係)

(略)

様式第2号 (第10条関係)

(略)

(助成の中止及び返還)

第12条 (略)

(東彼杵町成年後見審判申立審査会)

第13条 (略)

(審査会の議事)

第14条 (略)

(庶務)

第15条 (略)

(補則)

第16条 (略)

様式第1号 (第9条関係)

(略)

様式第2号 (第9条関係)

(略)

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 10 条関係）

東彼杵町成年後見制度利用支援事業助成申請書

年 月 日

東彼杵町長 様

次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	氏名		電話番号	
	住所	〒 -		
代理人	氏名		電話番号	
	住所	〒 -		申請者との関係
助成の種類及び申請額		<input type="checkbox"/> 審判請求費用 <input type="checkbox"/> 成年後見人等報酬 円		
助成開始希望月		年 月		
生活保護受給の有無	<input type="checkbox"/> 有 （右記の書類を提出して下さい）	<input type="checkbox"/> 受給開始年月日	年 月 日～	
	<input type="checkbox"/> 無 （右記の書類を提出して下さい）	<input type="checkbox"/> 報酬付与の決定通知書 <input type="checkbox"/> 資産証明書又は評価証明書 <input type="checkbox"/> 生活保護受給証明書 <input type="checkbox"/> その他、町長が必要と認める書類		
申請の理由				

様

東彼杵町長

東彼杵町成年後見制度利用支援事業助成（支給・不支給）決定通知書

年 月 日付で申請のありました成年後見制度使用支援事業の助成については、次のとおり決定しましたので通知します。

申請者氏名			
代理人氏名			
申請年月日		年 月 日	
決定年月日		年 月 日	
助成の種類		<input type="checkbox"/> 審判請求費用      ・ <input type="checkbox"/> 成年後見人等報酬	
決定内容	<input type="checkbox"/> 助成	円	
		成年後見人等報酬の場合、助成開始月	年 月
		決定理由	
	<input type="checkbox"/> 不支給	決定理由	